

令和6年（2024年）8月21日
厚生委員会資料
健康福祉部障害福祉課

中野区立知的・発達等障害児通所支援施設指定管理事業における
消費税の取扱いについて

令和5年10月4日付け事務連絡で、こども家庭庁及び厚生労働省から「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」が発出され、障害者相談支援事業等については、社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが示された。この件に関し、障害者相談支援事業等以外に、非課税事業として取り扱っている課税事業はないか総点検を行ったところ、次の事業が該当することが判明した。

1. 該当する事業

中野区立知的・発達等障害児通所支援施設（愛称：放課後デイサービスセンターみずいろ）において実施するペアレントメンター養成事業（令和4年度から指定管理における事業開始）

2. 今後の対応予定

令和6年度分については、協定を変更して、消費税額を追加で支払う。
令和4年度及び5年度分については、指定管理運営事業者が修正申告を行い、納税する予定である。その消費税額及び延滞税等相当額については区が指定管理運営事業者を支払う。